

町民からの声への対応状況

平成 22 年 12 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
12 月 20 日	議員の兼職について	議会基本条例が制定されたにもかかわらず、町補助金が支給されている団体の役員に就任している議員がいる。公正・公平に審議できるはずがありません。	議会基本条例での議員の兼職は、議員の努力規定です。 したがって、あくまでも議員個人の判断によることになります。 しかし、町民の方からこのような声があったことは、全議員にお伝えしておきます。	議会事務局
(参考) 北栄町議会基本条例 第 4 章 町長と議会の関係 (町長等と議会および議員の関係) 第 5 条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。 2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、論点・争点を明確にするための反問をすることができる。 <u>3 議員は、町長の指揮下にある各種審議会等附属機関への委員としての参加は極力控える。</u>				

12 月 27 日	納税に関する税務課職員 の対応について	税務課職員と思われる者が金融機関に出向き、個人の預金取引口座の調査及び勤務先の職場に出向いて職員の給与支払振込先口座の調査を行ったようであり大変遺憾である。	税務課ではご意見に関する事実はありません。 滞納整理における金融機関での預貯金取引履歴照会は、地方税法に基づき実施していますが、基本的に文書による照会で実施しており、金融機関から折り返し口座の有無の回答が返送されます。 従って、ご意見にあったように金融機関や職場に行つての預金口座番号の確認は実施していません。 ご事情により税金などの納付が困難な場合は、税務課にお早めにご相談ください。納税猶予や分割納付により、支払い回数を増やして 1 回当たりの納税額を抑えるなど、一人ひとりの実情に応じた対応を行います。	税務課
-----------	------------------------	---	--	-----